

事 務 連 絡  
令和6年3月29日

各 都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」及び「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」の一部改正に係る消費生活協同組合（連合会）への周知について（情報提供）

標記について、別紙のとおり、大臣認可組合に対し、追加で情報提供いたしました。

各都道府県におかれては、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため所管組合に対するそれぞれの対応指針の周知について御協力をお願いいたします。

別 紙

事務連絡  
令和6年3月29日

各 厚生労働大臣認可 消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」及び「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」の改正について（情報提供）

令和6年1月19日付けで「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を送付いたしましたが、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」(以下「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」という。)、  
「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」(以下「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」という。)及び「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」がそれぞれ改正され、令和6年4月1日から施行されることとなっております。

各組合において、障害を理由とする差別を解消するための取組を引き続き実施する上で参考としていただけるよう、改正後のそれぞれの対応指針を送付いたします。

<別添資料>

1. 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン（令和6年3月29日）
2. 【新旧対照表】障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン
3. 障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン（令和6年3月29日）
4. 【新旧対照表】障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン
5. 経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（令和5年12月22日）
6. 【新旧対照表】経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針